

NCD データを利用した研究課題の応募・審査規程

(目的)

第1条 日本膵臓学会（以下、本学会）は、NCD 登録データを用いた研究により膵臓病学の新たなエビデンスを構築することを目的として、本学会会員より膵臓病学に関する研究課題（以下、本研究課題）の提案を募る。

(研究対象)

第2条 本研究課題の対象は、「過去のデータを利用した研究」および「データ追加型研究」とする。「過去のデータを利用した研究」においては、NCD に登録されている 2011 年から募集年前年までのデータを用いることができる。「データ追加型研究」は、申請者がデータ追加分にかかる研究費用を負担することを条件に対象とすることができる。本研究にかかる研究費用は細則に定める内容に従うものとする。

(研究の申請)

第3条 本研究課題は、毎年最大2題申請することができる。1題は膵癌登録委員会から申請することとし、1題は公募により申請することとする。ただし、膵癌登録年次統計を解析する年に該当する場合は公募するとは限らない。本学会から年1題のみ申請可能な年は、膵癌登録委員会から研究課題を1題申請する。

(膵癌登録委員会からの申請)

第4条 本研究課題の申請者（研究代表者）は膵癌登録委員会のメンバーとする。研究課題は膵癌登録委員会の協議により決定される。

(公募課題の申請)

第5条 本研究課題の申請者（研究代表者）は本学会会員とする。申請者は、別に定めた申請書類に必要事項を記入し、本学会評議員の推薦書を添えて本学会事務局に提出する。本学会評議員が申請者（研究代表者）あるいは研究分担者である場合は、推薦書の提出は不要とする。申請期間は、日本消化器外科学会への申請受付期間に応じて適宜設定する。

(公募課題の審査方法)

第6条 膵癌登録委員会は、申請書類を審査し、その中から1題を選考する。

(研究課題の採択と通知)

第7条 理事長は、膵癌登録委員会の答申を基に本研究課題の採択を承認する。採択結果は、翌年2月末までに申請者に通知され、その後消化器疾患に関してNCD登録を総括して

いる日本消化器外科学会で審査、承認を得る。

(倫理委員会への申請)

第 8 条 採択された研究課題の申請者は、採択通知後、申請者の所属施設に設置された倫理委員会に申請し承認を得るものとする。

(選考委員利害関係の排除)

第 9 条 申請者(研究代表者)は膵癌登録委員会の公募課題審査メンバーになることはできない。

(費用)

第 10 条 本研究課題の解析費用は、日本消化器外科学会の定める規程に準ずるものとする。その他研究費用に関しては細則に定めた項目に準ずる。

(研究成果の公表)

第 11 条 本研究の活動経過ならびに成果については、研究課題の理事会承認後、原則 3 年以内に本学会大会、本学会誌「膵臓」などを通じて活動経過と、研究が終了した時点でその成果を会員に報告(既に英文などで報告されている場合には総説として会員へ説明)しなければならない。また、研究成果は研究課題の理事会承認後、原則 5 年以内に英文学術雑誌に論文投稿しなければならない。論文投稿できない場合は、所定の様式にて理事会に報告する。最終報告終了までは、申請者は活動経過ならびに発表実績や論文の提出状況について、毎年 3 月末日までに所定の様式にて年次報告を行う。

本研究課題責任者は、論文著者の選定および著者の記載順の問題も含めて、膵癌登録委員会と事前に協議しなければならない。

膵癌登録委員会は、論文著者に関する協議結果を理事会に報告し承認を得る。

(規程変更)

第 12 条 本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

本規程は、令和 3 年 12 月 24 日から施行する。

NCD データを利用した研究課題の支出項目に関する細則

本学会により採択・承認された NCD データを利用した研究課題の申請時における研究費用の請求について以下の細則に定める

1. NCD 解析費用は日本消化器外科学会の定める公募要項に準ずるものとし、消化器外科データベース関連学会協議会の事業費より捻出される。
2. 代表者施設の倫理審査費用、会議開催時の交通費、英文校正費、論文投稿費は原則として申請者の負担とする。
3. 上記以外の費用に関しては、助成の是非を膀胱癌登録委員会内で検討後、理事会の承認を得るものとする。
4. 本細則は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

本規程は、令和 3 年 12 月 24 日から施行する。